

那須烏山市被災住宅再建等資金利子補給金交付規程

令和2年3月31日
那須烏山市規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、自然災害により自ら居住していた住宅に被害を受けた被災者が、当該被害を受けた住宅を補修し、又は市内において新たに住宅を建設し、若しくは購入するための必要な資金（以下「再建等資金」という。）を借り入れる場合に、借り入れる当該再建等資金（以下「借入金」という。）に係る利子に対し補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することにより、被災者又はその親族等の負担を軽減するとともに、被災した地域の住宅の再建等を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の自然現象により、市内において1棟以上の住宅が、内閣府が定める「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」の基準に基づき、全壊又は大規模半壊と判定される被害を受けた災害をいう。
- (2) 被災者 自然災害により自ら居住していた住宅に被害を受けた市民をいう。
- (3) 親族等 被災者の2親等以内の親族又は法定代理人をいう。
- (4) 金融機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人住宅金融支援機構
 - イ 銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、農林中央金庫その他の民間金融機関
 - ウ その他市長が認める貸付事業を行う機関
- (5) り災証明書 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に規定する被災住宅の被害の程度について証明する証明書をいう。
- (6) 住宅融資 被災者又は親族等と金融機関等との間で締結された金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）に基づく住宅再建資金の融資をいう。

(利子補給金の交付対象)

第3条 市長は、被災者又はその親族等が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、その者の借入金のうち1,000万円までの部分に係る年2パーセントまでの利子に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付することができる。

- (1) 当該被害を受けた住宅を補修し、又は市内において被災者が居住するための住宅を新たに建設し、若しくは購入する者であること。
- (2) 金融機関等からの借入金の額が100万円以上であること。
- (3) 自然災害が発生した発生した年の末日から起算して2年以内に第6条の規定による利子補給金の適用申請を行う者であること。
- (4) り災証明書が交付されていること。

(5) 市税及び使用料その他の市の税外収入金に滞納がない者であること。

2 前項の場合において、当該被災住宅1棟に対して利子補給金の交付を受けることができる者は、1名のみとする。

(交付額の算出方法)

第4条 利子補給金の交付額は、前条第1項に規定する交付対象者が毎年4月1日から翌年3月31日までに金融機関等に対し支払った借入金に係る利子の総額（当該借入金の償還を延滞したことにより生じた延滞金に係る利子を除く。）に相当する額（当該借入金に係る利率が年2パーセントを超える場合にあっては当該利子の総額に2パーセントを当該利率で除して得た数を乗じて得た額に相当する額）とする。この場合において、当該借入金の額が1,000万円を超えるときは、前段により算出した交付額に1,000万円を借入金の額で除して得た数を乗じて得た額に相当する額を利子補給金の交付額とする。

2 前項の規定により算出する利子補給金の交付額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給金の交付期間)

第5条 利子補給金の交付は、第7条の規定による利子補給金の交付の決定があった日以後最初に到来する借入金に係る利子の支払日の属する月から起算して5年間を限度とする。

2 前項に規定する期間内に住宅融資の償還が終了するときは、同項の規定にかかわらず、当該住宅融資に係る利子補給金の交付期間は、当該住宅融資の償還が終了するまでとする。

(利子補給金の適用申請)

第6条 利子補給金の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、被災住宅再建等資金利子補給金適用申請書（別記様式第1号）により次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 金融機関等との間で締結された金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 金融機関等が作成した借入金に係る償還予定表等の書類の写し
- (3) 借入金の使途が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(利子補給金の適用決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において利子補給金を適用すべきものと認めたときは、被災住宅再建等資金利子補給金適用決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付時期)

第8条 利子補給金は、毎年4月に交付するものとする。

(利子補給金の交付額の内示)

第9条 市長は、毎年3月末日までに、第7条の規定による利子補給金の適用の決定を受けた者（以下「適用決定者」という。）が前年4月1日から翌年3月31日までの間に金融機関等に対し支払った借入金に係る利子の総額を当該金融機関等からの報告又は適用決定者からの支払利子額証明書等の提出に基づき確認し、当該適用決定者に対する利子補給金の交付額を算出するものとする。

2 市長は、交付すべき利子補給金の額を算出したときは、被災住宅再建等資金利子補給金交付内示通知書（別記様式第3号）により適用決定者に通知するものとする。

（利子補給金の交付申請兼請求等）

第10条 適用決定者は、前条第2項の規定による通知があった場合において利子補給金の交付を受けようとするときは、被災住宅再建等資金利子補給金交付申請書兼請求書（別記様式第4号）により速やかに市長に申請兼請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請兼請求があったときは、適用決定者に対する利子補給金の交付額を決定し、速やかにその指定する金融機関の口座に当該申請兼請求のあった額の利子補給金を振り込むものとする。

（変更等の届出）

第11条 適用決定者は、利子補給金の交付を受けることができる期間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 金融機関等に対し借入金の繰上償還を行ったとき。
- (2) 金融機関等に対し借入金の償還を延滞したとき。
- (3) 借入金の借入条件に変更があったとき。
- (4) 適用決定者の住所又は氏名に変更があったとき。
- (5) その他市長が特に必要な報告を求めたとき。

2 適用決定者が、利子補給金の交付が終了する前に死亡したときは、その同居人又は親族等は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（利子補給金の承継）

第12条 市長は、適用決定者が死亡したとき、又は市長が特に必要があると認めたときは、当該適用決定者に交付することとしていた利子補給金を、その承継者に引き続き交付することができる。

（利子補給金の交付の停止）

第13条 市長は、適用決定者が借入金の償還を延滞しているときは、当該適用決定者に対する利子補給金の交付を停止するものとする。

（利子補給金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、適用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の適用の決定を取り消し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 適用決定者の責めに帰すべき事由により、住宅融資に係る契約が解除されたとき。
- (3) その他利子補給金の交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用する。
(この規程の失効)
- 2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 この規程の失効の日までに第7条の規定による利子補給金の適用決定を受けた者については、この規程は、前項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。
(那須烏山市東日本大震災被災住宅再建等資金利子補給金交付規程の廃止)
- 4 那須烏山市東日本大震災被災住宅再建等資金利子補給金交付規程（平成23年6月那須烏山市規程第12号）は、廃止する。